

2017年
第19回
総会議案書

開催日時：2017年5月21日（日）10：00～12：00

交流会 12：00～14：00

開催場所：元八王子市民センター2F 調理室

特定非営利活動法人


市民ユニットりぼん

たすけあいワーカーズりぼん設立趣意書

日大人口研究所によれば、14年後、65才以上の人口は、世界で初めて20%を超え、2025年には、65才以上の寝たきりは228万人、痴呆症（注1）は321万人と現在の3倍になるそうです。この為、40才代の未就業女性の45%が介護に追われるだろうという分析もありました。2025年に40才代ということは、現在の小学生です。高齢化問題は、まさに私たち自身に、そして子供達にかかってくるのだと言えます。それに核家族化・小家族化が進む中、現代における孤独は、高齢者に限られる現象ではありません。泣きわめく赤ん坊を抱えて、途方にくれたり、病気や悩みによって、辛い思いをし、不安で泣いたりパニックになった経験のある人は多いはずです。家事労働も出産も子育ても親を看取ることも、それらの多くは、女性の手によって支えながら、社会的に正当な評価がされることなく、やれて当然という社会通念によって追い詰められていくのです。

今、私達は、ワーカーズコレクティブという新しい働き方を選び取りました。全員で出資し、働きながら運営し、雇われるのではなく、自主性、自発性に基づいた分担により、働き方もコントロールしていきます。お金を稼ぐ為だけの労働ではなく、働くことを自己表現のひとつとしてとらえ、生命を支える活動に自信と誇りをもって、取り組んでいきたいと思えます。

アビリティクラブたすけあいと共に、今までの行政による福祉施策や民間の福祉サービス産業にはなかった市民主導による地域に開かれたたすけあいのしくみを作っていきます。そして老いても障害を持っても当たり前暮らし続けることのできる街づくりに繋げていきたいと思えます。

1993年4月

注1) 2004年に厚生労働省より差別的だとして公募により「認知症」に用語が統一された

NPO 市民ユニットりぼんの目的

市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする

市民によるたすけあいの理念とは

- ① お互いの尊厳を尊重し、たすけたり、たすけられたりという相互扶助の精神を大切にします
- ② 「どんな状況においても自分のことは自分で決める」という自己決定を尊重します
- ③ 自分の常識にとらわれず、多様な方法で問題解決を図ります

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 資格審査
4. 議長・議事録署名人 選出 及び 書記任命
5. 議事審議
 - 第1号議案 2016年度活動・事業報告及び収支決算の件
 - I. 2016年度活動・事業報告
 - II. 2016年度決算報告
 - III. 2016年度監査報告
 - 第2号議案 2017年度方針案及び事業計画案
及び収支予算案の件
 - I. 2017年度方針案
 - II. 2017年度活動・事業計画案
 - III. 2017年度収支予算案
 - 第3号議案 理事改選の件
 - 第4号議案 職員代表選出の件
 - 第5号議案 代表理事報酬の件
6. 議長・書記 解任
7. 閉会

目 次

第1号議案

2016年度活動・事業報告及び収支決算の件

- 【Ⅰ】 2016年度活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2016年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 【Ⅱ】 2016年度収支報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 【Ⅲ】 2016年度監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第2号議案

2017年度方針案及び事業計画(案)及び収支予算(案)の件

- 【Ⅰ】 2017年度方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【Ⅱ】 2017年度活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2017年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 【Ⅲ】 2017年度予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第3号議案 理事改選の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第4号議案 職員代表選出の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第5号議案 代表理事報酬の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

【資料】 組織図、定款

第1号議案 2016年度活動・事業報告、及び収支決算の件

I. 2016年度活動報告

◆ 定款に沿った活動を行いました。

会員活動

2016年度活動方針の達成度

【地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます】

それぞれの会員やボランティアの方々の協力で会員活動に取り組むことができました。

① 地域活動

ACTいきいきサークル支援

「それいゆ（リコーダー）」 「サークルKK」 「絵画クラブアトリエ友」

「ほっとスペースてのひら」の4サークルの登録がありました。

<p>・それいゆ（リコーダー） メンバー数5名</p>	<p>…毎月1回、ひだまりの家にてリコーダーの練習をしました。 ひだまりの家の音楽会での演奏。別のグループの演奏を聴く機会に恵まれ、今後の活動の参考にさせていただきました。</p>
<p>・サークルKK メンバー数10名</p>	<p>…サークルの登録はしましたが、活動はできませんでした。</p>
<p>・絵画クラブアトリエ友 メンバー数5名</p>	<p>…本年度も秋の作品展に向けてそれぞれ自由な題材で水彩画を描きました。作品展という1つの目標が出来ましたので、楽しみもできて、技術の向上にもつながりました。本年度で作品展も4回目となり、毎年楽しみにして下さる人達も増えてきて、メンバーも楽しく活動することが出来ました。作品展を通じて地域の人達とも交流がもてるようになりました。</p>
<p>・ほっとスペースてのひら メンバー数20名</p>	<p>…・発達障害の子のお母さんたちの話し合いで、こういう子にあった運動をしたいという声があったので、今年は早期発達支援士の資格を持つ音楽の先生と遊びで身体と脳とのコミュニケーション力を育てる先生と2人の先生に『運動遊び&音楽ムーブメント』という内容で月1回延べ20名の親子に教えて頂きました。やさしくて楽しい運動を通じて普段は育児に参加しにくいお父様たちも多数参加していただきました。</p>
<p>広報 「おはなし りぼん」 「ホームページ更新」</p>	<p>年1回の発行でした。地域の居場所きよぴーを取材し大いに参考になりました。 居場所の活動や求人広告など随時更新できました</p>

障害者就労支援	機会がありませんでした。
出前介護教室	「ベッド上での排泄介助が困難」との相談を受け、サービス提供責任者 2 人がケアマネと相談者宅を訪問、主介護者であるご本人の妻に説明と実演を行いました。
交流会「結びの会・りぼん」	12 月 18 日(日)元八王子市民センターにて開催しました。地域の方々、ご利用者、メンバー合わせて 34 人の参加がありました。ハーモニカアンサンブルの懐かしく美しい演奏を聴きみんなで口ずさみました。演奏後はお茶とケーキやサンドイッチを召し上がっていただきながら、楽しいひとときを過ごしました。
被災地等への寄付金活動 (いちょう祭りでのバザー)	11 月 19 日(土)20 日(日)両日、長房市民センター前河川敷、わくわく広場で今年度も被災地復興支援活動としてバザー、酒饅頭、味噌おでんの販売を行いました。初日は朝からあいにくの雨で、人出も少なく心配しましたが酒饅頭は好評で売り切ることができました。20 日には気持の良い晴天に恵まれ味噌おでんも早々に完売できました。今年は歌声広場の不参加で少し淋しかった様に思いましたが、毎年寄って下さる地域の方々やメンバー間の触れ合いの場となりました。売上金の中から 2000 円を市民活動協議会を通じて寄付することができました。その他は居場所の活動資金として活用させて頂きました。
在宅心身障害者 緊急一時保護登録支援	新規の登録者も利用もありませんでした。
まちづくり市民運動・ 政策提言	生活クラブ運動グループ八王子地域協議会と連携が取れました。
家族介護者の会	交流会「結びの会・りぼん」と合同で開催しました。

② 法人内活動

ひだまりの家支援： 庭作りボランティア 登録ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・月に 1 回、ひだまりの家の庭の手入れを行いました。草むしりから始まり、枝の剪定、花や野菜の苗植え等しました。春にはチューリップ、花もも、牡丹にバラ、みやこ忘れやカルミヤなどが咲き誇り、野菜の収穫もできて、絹さややトマトにきゅうり沢山食卓にのぼりました。 ・草もち作りに必要なヨモギ摘み。制作活動のアイデア提供。壁面制作の下絵描き。麻雀メンバーの一人。子供や孫との交流機会。マンドリンやおカリナの演奏会。俳句クラブの参加。等々、会員として、ひだまりの家の利用者の方々と関わりを持つことができました。
救急救命講習会	1 月 29 日(日)参加者 9 名で、応急救護研修を行いました。救急隊 3 名の指導により、心肺蘇生・AED の使い方・骨折時の応急処置や止血法等を学びました。参加者からの質問にわかりやすく対処の説明をして頂き、充実した研修となりました。

<p>会員交流会</p>	<p>5月22日の総会終了後、浜口理事の移送サービスの「花束の会」のおはなしを伺い、活動されている方々の「生きがいを実感しながら利用者さんとかかわる」ことの大切さを共有することが出来ました。「花結び」の美味しいお弁当を食べながらの歓談、その後、ヴィオリントリオの演奏を楽しみました。</p>
<p>みんなの参加できる定例会を目指します</p>	<p>開催日時は昨年同様、月末の夜間とし、毎月開催しました。定例会の後、部門共通研修などを行いました。</p> <p>内容</p> <p>5月 ワークス手帳の読み合わせ</p> <p>6月 介護職員の接遇・マナー</p> <p>7月 法人倫理規程「職員倫理規程に基づく行動指針」</p> <p>8月 個人情報への取り組みの意義について・法令順守</p> <p>9月 生活保護のしくみ、生活困窮者自立支援制度について 八王子市出前講座</p> <p>10月 感染症について</p> <p>11月 定例会について</p> <p>12月 " アンケートの結果を受けて</p> <p>1月 認知症の対応 「認知症の方とのコミュニケーションの取り方」 平川病院理学療法士 田川氏</p> <p>2月 高齢者虐待と権利擁護 八王子市出前講座</p> <p>3月 2016年総括と方針</p>

総務・法人事務局

➤ 法人の円滑な運営のため下記の件について取り組みました

[労務管理・職員管理]

1、セキュリティ管理・個人情報保護

- ・情報セキュリティ委員会を随時開催しました。
- ・「個人情報保護」について法人共通研修として開催、15人の参加がありました。

2、安全衛生管理

- ・毎月、衛生委員会を開催しました。
- ・従業員の勤務時間の管理を社労士の指導のもと就業規則と所定労働時間を遵守に努めました。
- ・従業員の健康を維持するため、年1回の定期健康診断受診を促進し、8割の職員が受診しました。健康診断結果を参考に健康状況を各部門管理者とともに把握しました。
- ・従業員健康状況報告

労災申請	勤務制限必要者	休業必要者	出勤停止者	復職者
1	0	0	0	0

[法人会員管理]

会員加入 1名 賛助会員 2名

退会 4名

2016年度 38名会員数名(3月31日現在)

3、ネットワーク活動を推進しましたが、加入はありませんでした。

➤ 会議報告

定例会 ・月1回月末の夜間(土、日曜日にあたる場合は金曜日に繰り上げ)12回
長房ふれあい館にて開催

理事会 ・理事、外理事出席のもと5回開催

理事運営委員会 ・月1回(臨時3回)9回開催

管理者会議 ・3回開催

➤ 研修報告

① 総務研修

- ・年末調整研修
- ・NPO法人の決算税務研修
- ・総務独自の簿記研修3回

➤ ACTと『少額短期保険情報提供等委託契約』を締結し、情報提供活動を行ないました

1、事業報告

① 2016 年度事業運営方針の達成度

- ・本人の望む在宅生活の理解と支援を行います。

常勤 4 名、曜日固定ヘルパー 1 名、登録ヘルパー 14 名で対応しました。公的制度で対応できない依頼には自費サービス『なんでも隊』や『ACT ケア』での対応が定着し「急な状況変化でも安心だった。」との感想も聞かれました。

- ・本人が安心して介助が受けられるよう、介護技術の獲得を目指します。

法人全体として企画、運営した研修に参加しスキルアップに努めました。「感染症について」や「認知症の対応」など日々の業務で起こる疑問も質問することができました。介護実技研修を計画できなかったことは次年度担当を決め予定に組み込むことで対応したいと思います。

- ・責任ある労働の提供

今年度目標とした時間数(月 651 時間)を超えて月平均 717 時間サービス提供することができました。登録ヘルパーの退職 2 名、入職 1 名ありました。

① 事業実績

事業名	ケア目標時間数 (年)	2016 年度実績	従業者の人数
介護保険訪問介護	3840 時間	4231.5 時間	常 勤 4 名 登録ヘルパー 15 名
介護保険予防訪問介護 介護予防・日常生活支援 総合事業	732 時間	925 時間	
障害福祉サービス	2280 時間	2685 時間	
移動支援	120 時間	265 時間	
ACT 提携	840 時間	689 時間	
なんでも隊		496.5 時間	
合計	7812 時間	8613 時間	

③評価と課題

目標	評価	課題	対策
責任あるサービスを行います。	事故・ひやりはっと報告の毎月配布を継続した。 事務所の連絡ノートを活用し報告や伝達を速やかに行えた。また携帯メール FAX を使用した連絡体制がとれた。	事例検討会等で共有を図る機会の設定ができなかった。	事例検討等を行う機会を作る。職員の『顔の見える関係』を構築する。
職員の介護技術、及び問題意識の向上を目指します。	年間計画に基づく研修を推進できた。	全員が参加した研修はなかった。	研修参加の意欲が高まる様、職員の『顔の見える関係』を構築する。
利用者のニーズを的確に介護計画に反映	状況変化等をチームに連絡しその都度対応す	チーム会議の開催が少なかった。	チームメンバーが顔を合わせて話せる機会を

し、目標達成を目指します。	ることで目標達成を目指すことができました。		作る。
課題については「サービス担当者会議」等で共有し、解決に努めます。	サービス担当者会議への出席、ケアマネへの報告を適時行うことができました。		
当事業所において提供困難なサービスについては他団体を紹介する。そのためにも地域のネットワークを構築する。	紹介することができた。		
個人情報保護に取り組みます。	法人の学習会で取り扱い、取り組むことができました。		

研修報告について

① 必須研修 1、コミュニケーション「認知症の方とのコミュニケーションの取り方」・・・ 9名（出席率47%）

② 事前研修について

・適時行うことができました。

③ 学習会について

法人共通で「ワーカーズ手帳の読み合わせ」「接遇」「法人倫理規程・職員倫理規定に基づく行動指針」「個人情報の取り組み、法令順守」「八王子出前講座 生活保護について」「認知症の方とのコミュニケーションの取り方」「感染症について」「八王子出前講座 高齢者の権利擁護」の研修を企画。参加し法人メンバー共通の研修時間がとれた。夜間での設定の為、次年度は開催場所や時間帯に工夫してはどうかという事を話し合うことができた。改善し、より多くの参加につなげたい。

事故等報告

区分	件数		対策
苦情	1件	物品は配達との買い物依頼だったが、規定額に満たない購入金額だった為無料配達にならなかった。その事を告げずにケアを終了した為、翌日の配達で支払いが発生した。	ヘルパーは、規定額に満たない場合配達料がかかる事を利用者が知っていると思っていた。使用したレシートをみせお釣りの確認を行い大丈夫と思った。利用者に状況をしっかり伝える事を確認した。

破 損	ケア忘れ	ケアミス (生活)	ケアミス (身体)	遅刻など	物品持ち 帰り	私物忘れ	手配ミス	ひ や り は っ と
5 件	3 件	10 件	2 件	5 件	0 件	3 件	1 件	0 件

ケアプランサービスりぼん

1、事業報告

①2016年度方針達成度

「日常生活総合事業がスタートしました。それぞれの利用者に合った活用できる情報を提供し多様化したニーズに応えていきます」

- ・若年の障害者、精神疾患、家族状況等のそれぞれの状況を理解し、ニーズに応えて行くことが出来ました。

②実績報告

事業名	事業内容	目標件数	2016年度実績	従業員数
居宅介護支援	援助計画	1,036件	986件	前期4名 後期3名
	認定調査	360件	490件	3名

目標	評価	課題	対策
職員の健康を守りつつ安定した事業運営を目指します	年度途中で退職者があり予算修正を行ったが安定した事業運営が出来た。 入院入所等で減少する月もあったが認定調査の件数を増やし補った	安定した事業運営を継続するため、新規依頼を断らずに受けたことで新規が重なることもありミスをしない様にするため精神的負担があった	実地指導での助言を参考に帳票類の簡略化を図る等、仕事の効率を上げ、毎月平均した目標件数を達成し安定した事業運営を継続する
サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します	自立支援マネージメントの点検指導を受けプランの見直しが出来た。 利用者アンケートを実施し意見を聞くことが出来た。 地域包括と連携し虐待ケース等積極的に助言を受けた	多忙になると利用者一人ひとりの潜在的ニーズを把握することが出来なくなってしまう 利用者アンケートの質問内容が曖昧で要望を充分に聞き取れなかった。	自立支援マネージメントが求めているマネージメントに近づき、利用者の能力を生かし、笑顔がみられる支援を行う。 職員数を増やし切磋琢磨出来る環境を作ります。 アンケート質問の見直しをする
介護者の会を法人と協働で開催します	年間行事が多く「介護者の会」単独では開催出来なかったが「結びの会りぼん」と合同で開催出来多くの地域の方と交流が出来たが介護者の参加がなかった	法人の年間行事が多く開催日を設定出来ず単独での開催が難しかった。 送迎がない、要介護者の介護をする人がいない等の理由で参加出来ない状況があった。	地域交流、介護者、要介護者等交流の機会ととらえ法人行事に協働で開催する 多くの方に参加していただく様内容等検討していく

2、介護医療推進会議、年4回出席し利用者、介護支援専門員の立場から意見交換を行いました。

3、研修

報告

認定調査員研修 コミュニケーションスキルアップ研修 個人情報 尊厳 職員倫理研修
生活保護制度 権利擁護研修

4、苦情事故報告

区分	件数	内容 対策
苦情	0 件	
事故	0 件	

ひだまりの家

1. 事業報告

① 事業実績

事業名	利用者目標延べ人数	2016年度実績	従業員の人数
介護予防日常生活支援総合事業 (自費含む)	192 件	194 件	常勤 3名
地域密着型通所介護事業 (自費、含む)	2646 件	2451 件	非常勤 9名

② 2016年度方針の達成度

*小規模を活かし、家庭的な施設運営ができました。

*利用者の在宅生活が継続できるよう、日中の生活を支援することができました。

(1) 従業員の心身の健康を守ります

- ・従業員の年1回の健康診断を概ね実施することができ、職員の心身の健康を維持することができました。
- ・従業員の業務の分担を行い、過度な労働にならないように努めました。
- ・スタッフの新規採用はありませんでした。

(2) 安定した事業運営を目指します

- ・地域密着型通所介護サービスとして年2回の運営推進会議を開催できました。
- ・ひだまりの家の特徴を生かしたパンフレットを新しく作成する等、広報活動を行いました。が下半期に利用者が減少し厳しい運営状況となりました。
- ・総合事業の要支援の方の受け入れをすることができました。

(3) 利用者及び家族の意向を反映し、個別ニーズの把握をします

- ・ケアマネージャーに日々の変化や、月の報告をすることができ、状況変化に対しての早めの対応をすることができました。
- ・アンケートや文化祭(交流会)を通して、利用者及び家族の満足度や要望等の確認をすることができ、一人一人のサービスの向上に反映することができました。
- ・近隣の外出を企画し、心身の活性化を図ることができました。
- ・日々のプログラムの充実を図り、皆で喜びを共有できる場が沢山できました。利用者からの発信で新たにできたこととして、編み物クラブや野菜作りを行うことができました。
- ・家族介護者支援のための延長利用は依頼がなく、利用実態はありませんでした。

(4) 職員間の連携を図り、サービスの向上に努めます

- ・月1回の職員会議や日々の連絡票を通じてスタッフ間での連携を図ることができました。事故や、ひやりはっとの検討及び対策を職員間で共有することができ、再発防止に努めることができました。職種別会議を開催できたことで、職種間の連携を密に図ることができました。
- ・サービス提供時間内のスタッフ不足を感じることも多くありましたが、事故防止対策や工夫を図り、対応することができました。
- ・高齢者虐待防止研修を全スタッフで共有することができました。また、認知症予防体操研修や応急救護研修等、それぞれに必要な研修を受けることができ、サービスの質の向上を図ることができました。

(5) 栄養管理を行います

- ・管理栄養士によるバランスのとれた献立を提供することができました。

- ・季節の素材を取り入れ、個別対応及び病態による対応を行うことができました。
 - ・誕生会や行事時の特別メニューを取り入れることができました。
- (6) 安全衛生管理を行います
- ・手洗い、うがいを徹底し、感染予防に努めることができました。
 - ・食品等の衛生管理が行えました。
 - ・検便は、調理職員は年4回、他職員は年1回実施することができました。
- (7) 災害対策を行います
- ・6月に地震、11月に火災、3月に水害、を想定した訓練を行うことができました。
- (8) 地域社会との連携を行います
- ・地域ボランティアの受け入れが、継続ができました。(月平均40名)
 - ・小、中学生の職場体験の受け入れができました。
(五小・四中・七中・柵田中・南多摩中 合計16名)
 - ・教職員実習生の受け入れができました。(学芸大学、法政大学 合計5名)
 - ・他団体(八王子福祉園・放課後デイわくわく)との交流ができました。
 - ・文化祭(交流会)で、町会長や近隣の方々との交流ができました。
 - ・町会活動の催し物に参加することができ、交流を図ることができました。
 - ・ACT 通所介護事業所連絡会議に2回出席できました。
 - ・地域の介護事業所と勉強会を2回行い、連携を図ることができました。
- (9) 安全な施設管理に努めます
- ・スタッフ全員で行う大掃除は、実施できませんでしたが、常勤スタッフで倉庫や休憩室の大掃除を行い、日々の活動をスムーズに進めることができました。
 - ・清潔で安全に過ごせるように、日々の掃除をすることができました。
 - ・日々、火災防止上の点検を行うことができました。

③ 苦情事故等の報告

区分	件数	対応
苦情	なし	
事故	11件	・それぞれの事故報告を受け、利用者の状態変化等をしっかり把握し、先のことを予測すること等、職員間で共有・確認しあいました。

みんなの居場所かえりぼん

2016 年度報告

1、事業実績

・収入目標	680,000 円
実績	1,099,265 円
利用者総数	2,531 人 (前年度比 131%)
見学	65 人

2、①目的に添って運営が出来ました。

目的	評価	課題	対策
地域の方々が昔の縁側の様に気軽に立ち寄れる交流の場とします	<p>毎週月～金、10:00～16:00まで開催できた。</p> <p>メンバー、元メンバー居場所の利用者等のボランティアが定着し支えていただく。又、庭の手入れ等にも定期的にボランティアの協力を得ることが出来、いつも気持ち良く利用できる環境を維持できた。</p> <p>散歩帰りや、市民センターでのサークル活動終了後立ち寄る常連の利用者が増えて来た。</p> <p>常設サロンの助成を申請し、助成金を受け取ることが出来たことで、多数の企画を提供することが出来、利用する人が増えた</p>	<p>週 5 日間開所する為にボランティア等の当番が不足し毎週シフト組に苦勞した。</p> <p>複数のボランティアが半日ずつ担当するので引き継ぎ等の徹底が不足することがあった。</p> <p>囲碁、将棋の企画に参加者が無く開催出来なかった</p>	<p>半日の当番を担当出来るボランティアを募集していく。</p> <p>ミーティング、回覧等で徹底し利用者が気持ち良く利用できる様にする</p> <p>居場所がある町内会だけでなく拡大して周辺の町内会に回覧し参加者を募る</p>
はちバスの時間に合わせて毎月 1 回催し物を開催し、多世代交流の場とし会員を増やして行きます	<p>毎月 1 回 ワンコインコンサートを開催できた。</p> <p>常連の参加者もあり毎回楽しみに交流を深めることが出来た。</p> <p>りぼんの活動等説明を行ったが会員の誘いまでは出来なかった</p>	<p>法人の地域活動について説明し会員を増やしていく</p>	<p>引き続き、交流の機会として毎月 1 回開催していく</p>

公的サービスだけではニーズが満たされない高齢者の居場所として開放し特技を生かしてもらいます	利用者の中から自主的に声掛けがあり趣味活動に居場所を利用し本来の活用が出来る 介護サービスの利用者が病状回復し得意な手芸に興味を持ち、楽しく参加している	運営費の収入が減少した サークルの指導者に病状を伝え留意してもらう必要がある	週2回のランチ代金を600円に値上げし運営費を確保する。元八センター祭りのバザー出店を行い運営費の資金とする。 誰でもが参加しやすい企画、環境づくりを心がける
男性向けの企画を開催し、多様な人材発掘の場としていきます	健康マージャンの企画を行い男性の指導者が活躍することが出来た	多様な人材発掘の場として広がりを見ることは出来なかった	町内会に出席し、ニーズの聞き取りをし、参加できる企画を検討します

② [定期企画]

	大人の布遊び	参加数	ワコインコンサート(内容)	参加数
4月	ちりめんひな人形	19名	アイリッシュハーブ演奏	33名
5月	〃	18名	女声デュエット	23名
6月	マクラメ・ちぎり絵	11名	弦楽四重奏 JOY アンサンブル	35名
7月	〃	14名	“落語” 桂右團治さん	38名
8月	〃	9名	八重山民謡三線	23名
9月	マクラメ	9名	ピアノ演奏メロディーガーデン	19名
10月	マクラメ・パッチワーク	13名	歌ごよみの集い	20名
11月	〃	15名	人形劇こんぶ座	24名
12月	マクラメ	11名	ハーモニカ演奏会	28名
1月	〃	9名	お琴演奏会	22名
2月	〃	10名	ヴァイオリントリオ演奏会	35名
3月	〃	8名	“落語”	19人

③助成内容

- ・八王子社会福祉協議会地域ささえあい助成金
- ・八王子市一般介護予防サロン活動支援事業「常設サロン」支援金
- ・八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金

I. 2017 年度方針（案）

○ 経営理念

自分自身が利用したいと思えるサービス事業者を目指します。

- ・ 経営基盤を確立し安定した経営を目指します。
- ・ 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ・ 利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。
- ・ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を推進し、地域福祉サービスの拠点を目指します。

■地域に根ざした法人を目指します

2017 年度は 2018 年医療と介護の同時改正を控えた大切な年です。

介護保険制度が施行された時から 5 年毎の大改正が行われ、その都度私たち小さな法人は経営面で苦しい思いをしてきました。

しかし、工夫と一人一人の力で乗り切ってきました。

今年度は、改正によって私たちの目指す活動が揺らぐことなく法人の基盤をしっかりと整える年としたいと考えます。

まちのニーズをひろって生まれた私たちの念願であった『みんなの居場所カフェりぼん』は開所して 2 年半となります。

特技を生かしたサークル活動や放課後の子供たちの居場所として活用されています。今年も子供向け、男性向け等、多世代交流の場とするために会員全員が少しずつ力を出し合っていきます。

そして、更にまちのニーズをひろい新しい活動を展開していきます。

24 年間の活動で培ってきたしなやかで粘り強い私たちの特徴を生かし愛される法人として行きたいと思えます。

■サービス提供体制の充実を図ります

○「チーム会議」「職員会議」「部門ミーティング」等を十分に機能させ職員間のコミュニケーションを図

ることで、働きやすくやりがいのある職場を目指します。

- 法人各事業所共通の「ケアサービスの質の向上」をめざし関連部門と連携をとりながら、スピーディな決定と実行をめざします。
- 各事業所の経営体制を安定させるため、理事会および理事運営会議、管理者会議に、おいて各事業所の経営状況を把握、分析を行い経営改革を迅速に行います。
- 苦情及び事故等の処理を円滑かつ迅速に行うために苦情事故等検討委員会を開催し、再発防止することでケアサービスの質の向上を目指します。
- 法人全体ですべての職種に共通した研修を実施します。
- 個人情報保護に取り組み、法人全体で強化します。
- 介護サービス情報の開示を実施します。
- 各種研修への積極的参加により職種ごとのスキルアップを図り職員の意識改革と資質の向上をめざします。
- 職員の健康に配慮し、より良いサービスの提供に努めます。

■誰もが集える場所、気軽に立ち寄れる場所づくりを目指します。

- まちのニーズをひろいます。
- 介護保険サービス、フォーマルなサービスでは解決出来ないサービスを作ります。
- 会員数を増やしていきます。
- スタッフも地域の人も誰もが楽しい場所を作ります。
- 地域の顔の見える関係を作ったすけあいの輪をひろげていきます。

■「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンに賛同し、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」のための活動を推進します。

- 地域包括支援センター等と連携し、認知症になっても安心して暮らせる町づくりに取り組みます。

Ⅱ. 2017 年度活動・事業計画（案）

会員活動

地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます。

①地域活動

- ◇ ACT のつどいみんなの居場所カフェりぼんで開催し、地域に参加を呼びかけ会員を増やします。
- ◇ 「ACT いきいきサークル」の活動を推進します。
- ◇ 地域の交流の場として、ひだまりの家やみんなの居場所「カフェりぼん」を提供していきます。
- ◇ 障害者就労体験の場を提供します。
- ◇ 広報活動を推進します。

◎広報紙「おなはしりぼん」の発行

◎ホームページで広く法人の活動を広報していきます。

- ◇ 出前介護講習
在宅介護初心者の自宅に出向いて介護方法等の講習を行い介護者を支援していきます。
- ◇ 在宅心身障害者緊急一時保護制度が利用できるよう会員の介護人登録推進します。但し「コーディネート」は行いません。
- ◇ 交流会「結びの会・りぼん」
りぼん、ACT 会員、利用者、職員はもとより広く地域にむけての交流会を実施します。
- ◇ 被災地等への寄付金活動
いちよう祭り等を活用して、バザー等の売上金を寄付する活動を行います。
- ◇ 市民運動・政策提言
地域で暮らす生活者として、まちづくりや環境・食の安全等を定例会等で話し合い、生活クラブ運動グループ地域協議会などと連携して課題に取り組んでいきます。
- ◇ 他団体と共に地域福祉の向上及びまちづくりのための政策提言活動を行います。
- ◇ 地域包括支援センター等と連携し、「認知症を知り、地域をつくる 10 ケ年計画」を推進します。

②法人内活動

- ◇ ひだまりの家の支援を行います。
 - ◎庭作りボランティア
 - ◎登録ボランティア
- ◇ みんなの居場所カフェりぼんの支援を行います。
 - ◎開所時のお当番ボランティア
 - ◎庭の草むしりや、環境整備のボランティア
- ◇ 救急救命講習を実施します。
- ◇ 会員交流会を実施します。
- ◇ みんなが参加できる定例会を目指します。

- 法人の円滑な労務管理、財務管理、法人会員管理、職員管理を目指します。
- 法人の円滑な運営の充実を目指します。
 - 1、個人情報保護に取り組めます。
 - ・ 情報セキュリティ委員会を随時開催します。
 - ・ 職員向けの研修を各部門管理者と共に開催します。
 - 2、安全衛生管理に努めます。
 - ・ 毎月衛生委員会を開催します。
 - ・ 従業員の勤務時間の管理を徹底します。
 - ・ 従業員の健康を維持するために定期健康診断受診を促進します。
 - 3、ネットワーク活動を推進します。
 - 4、法人主催の研修を実施します。

非常時経済支援事業（アビリティ共済）

ACTと連携して行う非常時経済支援事業を拡げる活動に取り組めます。

共済および小額短期保険事業に関する情報提供をします。

ACTのアビリティ共済取次店登録をし、共済に関する情報を提供します。

Ⅱ. 2017 年度事業計画案

介護サービスりぼん・ACTたすけあいワーカーズりぼん

事業内容：介護保険介護給付事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障害福祉サービス、

八王子市移動支援事業、自立支援事業（ACT 提携事業、なんでも隊）、

1. 月次目標時間数 介護保険・320 時間／介護予防・日常生活支援総合事業・40 時間／
障害者福祉サービス・180 時間／移動支援・10 時間 /ACT など・70 時間
2. 従業員数/サービス提供責任者 2 名,常勤ヘルパー 1 名、曜日固定ヘルパー 1 名、登録 12 名
3. 事業運営方針
 - ・ 本人の望む在宅生活の理解と支援
 - ・ 本人が安心して介助を受けられるような技術の獲得
 - ・ 責任ある労働の提供
 - (1) 責任あるサービスを行います
 - ① 在宅介護初心者の為の出前介護教室を継続する。
 - ② 危機管理、危険管理、課題解決
 - ・ 事故報告、ひやりはっと報告の推進をはかり、解決方法を職員全員で共有する。
 - ・ ケア予定の事前チェックを行い、携帯メール等を利用してイレギュラーなケアや変更点などの連絡を行い職員の注意喚起につなげる。
 - ・ サービス提供責任者、ACT コーディネーターは仕事カードなど情報の更新を適時速やかに行う。
 - ・ 職員間の相談、連絡が円滑に行えるよう交流会を開催し『顔の見える関係』を職員全員で構築する。
 - ③ 職員の働きやすい環境整備
 - ・ 職員間の関係を深めるため交流会を開催する。その企画に職員全員が 1 回は参加する。
 - ・ 訪問部門管理者は個人面談をメンバーの誕生日に実施する。
 - ④ 人員の確保
 - ・ 訪問部門管理者は事業所で受けている利用者の状況等について職員が把握できるよう書面を作成し配布する。職員は次月予定を事務所に提出する際の参考とし対応できるケアの幅が広がる様ととめる。
 - ・ 曜日固定ヘルパーの働き方をスキルアップの一つとしてとらえ継続、また適時募集も行う。
 - (2) 職員の介護技術及び問題意識向上を目指します
 - ・ 訪問部門管理者は事業所の年間研修計画を作成し、職員が興味のある研修の企画に参加できるよう呼びかける。
 - ・ 訪問部門管理者と研修企画担当者は必須研修のテーマについて複数回取り組む。職員は技術、知識の習得につながる様研修に参加する。
 - ・ 訪問部門管理者は職員スキルアップのための情報提供、サポートを行う
 - (3) 利用者のニーズを適確に介護計画に反映し、目標達成を目指します
 - ・ サービス提供責任者、ACT コーディネーターは状況変化、ケア目標・介護計画の共有が出来るようなチーム会議を適時開催する。
 - (4) 課題について「サービス担当者会議」で共有、解決に努め必要時は当事業所から会議開催を要請します。
 - ・ サービス提供責任者は利用者の状況を書面にて毎月ケアマネに報告し、連携に努める。
 - (5) 当事業所において、提供困難なサービスについては他団体を紹介します。
 - ・ 公共機関や、インターネットを活用し地域のネットワークを構築する
 - (6) 個人情報保護に取り組みます
 - ・ 職員は法人の個人情報保護方針にそって取り組みます。

ケアプランサービスりぼん

1、事業内容：介護保険居宅支援事業（介護プラン、日常生活総合事業、認定調査）

2、目標担当件数：64件/月（介護プラン） 管理者 24件 常勤 30件 非常勤 11件
16件/月（介護予防・日常生活総合事業） 管理者 8件 常勤 8件
34件/月（認定調査）

3、従業員：3名

4、事業所運営方針

・適切な情報提供を行い、利用者自身が選択し能力を生かすことが出来、笑顔がみられる支援を行っていきます

（1）従業員の健康を守り、安定した事業運営を目指します。

・所定労働時間を自己裁量で働くことが出来る様フレックス制を採用し、休息が取れる様にします
・利用者の入院、入所等で件数の変動があることは否めないが認定調査等で補い安定した事業運営を行っていきます

（2）サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します。

・八王子市推奨の自立支援マネジメントを活用し、利用者の出来ること、楽しみにしていること等が生かされる支援を行っていきます。

・適切な情報提供を行い、利用者の日常生活継続と自己決定が出来る様支援をします。

・八王子市介護支援専門員連絡協議会と連携し、利用者が望む生活の確保と尊厳の尊重を図っていきます

・事故、ひやりはっと、苦情等を共有し再発を予防します。

・利用者アンケートを実施し、より多くの意見、要望を聞き取り質の向上に努めます。

・地域包括支援センター連携し積極的に助言をうけます。

・介護支援専門員の新規採用を行い、活発な意見交換が出来る環境を作ります

（3）地域社会活動

・「結びの会」に介護者や利用者の参加を呼びかけ、交流の場とします。

・介護支援専門員の専門知識を生かし、居場所を利用して家族介護者の相談や傾聴を行います。

（4）職員の処遇

・年1回の健康診断の実施

・月1回業務会議を開催し情報の共有化を図ります

・研修の参加を推進します。

ひだまりの家

1. 事業内容：地域密着型通所介護事業・介護予防日常生活支援総合事業

2. 目標利用者数： 介護 10.5 名 予防 1.5 名／日

3. 従業員数：常勤 3 名

非常勤 9 名（介護：3 名 看護：2 名 調理：2 名 ドライバー：2 名）

4. 事業所運営方針：

*小規模を活かし、家庭的な施設を目指します。

*利用者の在宅生活が継続できるよう日中の生活を支援します。

(1) 職員の健康を守り、職員間の連携を図ることでサービスの向上につなげます。

- ・職員体制を整え、業務分担に努め、生きがいとして働ける職場を目指します。
- ・職員の日々の記録や、毎月の職員会議の充実を図り、職員間の連携に努めます。
- ・ひやりはっとを見落とさずに報告し、職員全員で共有して再発防止に努めます。
- ・各職種のスタッフが参加できる研修を行い、その成果を日々の業務に活かします。

(2) 特徴を生かし、選ばれる事業所として安定した事業運営を目指します。

・心身の活性化を図ることを目的とした、楽しめる活動を提供します。

(趣味活動・レクリエーション・近隣外出・懐かしのおやつ作り等)

- ・利用者一人一人の可能性やニーズを引き出し、要望に応えたサービスの提供をします。
 - ・ケアマネージャーとの連携を図り、状態変化等の報告を迅速にします。
 - ・利用者アンケートや文化祭（交流会）を実施し、サービスの満足度や要望などの確認を行い、利用者や家族との交流を深めます。
 - ・時間延長の受け入れ体制を整え、本人及び介護者の支援をします。
 - ・出前介護講座を行い、本人及び介護者に合った支援をします。
- (3) 栄養管理を行い、食を通じた刺激を提供します。
- ・低栄養リスクを考え、バランスのとれた献立作成を行います。
 - ・季節の素材を取り入れ、個別対応及び病態による対応をします。
 - ・一人一人の誕生会メニューや、季節感を味わう行事メニューを取り入れます。

(4) 安全衛生管理を行います。

- ・手洗い・うがいを徹底し感染予防に努めます。
- ・食品等の衛生管理に努め、定期的な検便を実施します。

(5) 災害対策を行います。

・避難訓練を、年 3 回実施します。・毎月の職員会議で、災害時対応の確認をします。

(6) 地域社会との連携を行います。

- ・年 2 回の運営推進会議を通して、町会との関わりを深め、町会活動に参加します。
- ・地域や他団体との交流を深め、学生やボランティアの受け入れを積極的に行ないます。
- ・空き曜日（土曜日等）を活用して、地域に開かれる場所の検討をします。

(7) 安全な施設管理に努めます。

- ・大掃除を実施し、日頃できない部分の片づけを行い、危機管理に努めます。
- ・施設内外の日々の掃除や片づけを通し、管理を徹底します。

みんなの居場所カフェりぼん

【目的】

- 1、地域の人たちが昔の縁側の様に気軽に立ち寄れる交流の場とします。
- 2、はちバスの時間に合わせて毎月1回 催しものを開催し、多世代の交流の場とします。
又、活動の理解を深めてもらい会員を増やしていきます。
- 3、公的サービスだけではニーズが満たされない高齢者の行き場として、居場所を開放し
特技を生かしてもらいます
- 4、地域の方々や職員の交流の場、特技を生かす場として活用します。

・収入目標 1,200,000 円

＊95,000 円×12 ヶ月+60,000 円バザー収益金

1 ヶ月あたりの内訳

ランチ／飲み物		60,000 円
ワンコインコンサート	@500×30 人	15,000 円
企画参加費	@200×100 人	20,000 円
合計		95,000 円

- ・目的に沿った活動を進めていきます。
- ・居場所の運営に会員全員が少しずつ力を出し合って一層かかわりを深めていきます。
- ・大人の布遊び、ワンコインコンサートの開催を継続します。また、夏休みに子ども向けの企画を行い、子どもが気軽に立ち寄れる場としていきます。
- ・男性向けの企画を開催し、多様な人材発掘の場としていきます。そのため回覧で広報する地域を広げます。
- ・地域センターまつり、文化祭のバザー、いちょうまつりの出店、また各種助成金を利用し運営資金の一部とします。
- ・ホームページの更新を行い広く居場所の活動を知ってもらいます。
- ・常設サロンの役割を果たすため、月曜から金曜の10時～16時の開所を継続していきます。

Ⅲ) 2017 年度活動予算書 (案)

(単位:円)

	収益事業				本来事業	総務 ・ 共通	総合計
	居宅部門	通所部門	ホームヘルプ部 門	収益事業計	居場所		
I 経常収益							
事業収益	12,736,224	23,400,000	21,840,000	57,976,224	1,200,000		59,176,224
正会員受取会費						114,000	114,000
賛助会員受取会費						10,000	10,000
受取寄付金							0
受取助成金					600,000	30,000	630,000
経常収益計	12,736,224	23,400,000	21,840,000	57,976,224	1,800,000	154,000	59,930,224
Ⅱ. 経常費用							
1. 事業費						2. 管理費	
(1) 人件費]							
給料手当	8,244,000	13,950,000	13,340,000	35,534,000	410,000	4,160,000	40,104,000
処遇改善金		460,000	1,240,000	1,700,000			1,700,000
法定福利費	1,071,000	1,350,000	1,350,000	3,771,000		290,000	4,061,000
福利厚生費	14,000	40,000	38,000	92,000		7,000	99,000
通勤費	100,800	341,200	151,200	593,200		270,400	863,600
労働保険料				0		450,000	450,000
賞与等引当金				0		-340,000	-340,000
(2) その他経費				0			0
ケア交通費			550,000	550,000			550,000
ガソリン・駐車代	130,000	310,000	325,000	765,000			765,000
車両費(点検など)		100,000		100,000			100,000
材料費		1,050,000		1,050,000	320,000		1,370,000
消耗品費		280,000	25,000	305,000	120,000	150,000	575,000
保守料	14,000	20,000	10,000	44,000		91,000	135,000
リース代	644,184	262,836	610,164	1,517,184		350,000	1,867,184
水道光熱費		380,000		380,000	80,000	300,000	760,000
通信費	190,000	96,000	100,000	386,000	33,000	360,000	779,000
印刷代				0		210,000	210,000
研修費				0		20,000	20,000
新聞図書費	10,000		1,000	11,000			11,000
諸会費	10,000	13,600	10,000	33,600	4,800	22,000	60,400
支払手数料			60,000	60,000		65,000	125,000
会議費				0		135,000	135,000

會員活動費				0		100,000	100,000
広報費				0		10,000	10,000
保険料		127,000		127,000			127,000
火災保険料		35,540		35,540	27,000		62,540
ACT 包括保険料				0		270,000	270,000
支払報酬				0	245,000	129,600	374,600
減価償却費		144,000		144,000		8,000	152,000
地代家賃・駐車代	150,000	1,850,240	186,000	2,186,240	420,000	1,354,284	3,960,524
租税公課		50,000		50,000	72,500	500	123,000
雑費・交際費			6,000	6,000	25,000	10,000	41,000
ACT 分担金				0		300,000	300,000
予備費				0			0
經常費用計	10,577,984	20,860,416	18,002,364	49,440,764	1,757,300	8,722,784	59,920,848
当期經常増減額	2,158,240	2,539,584	3,837,636	8,535,460	42,700	-8,568,784	9,376

第3号議案 理事改選の件

理事候補者

浜口 龍太

大野 正子

内田 富美子

鈴木 真砂子

青山 登

井上 智恵

内山 明美

木原 淳子

早川 寛子

原 まつ子

木下 清子

監事 海老名 邦彦

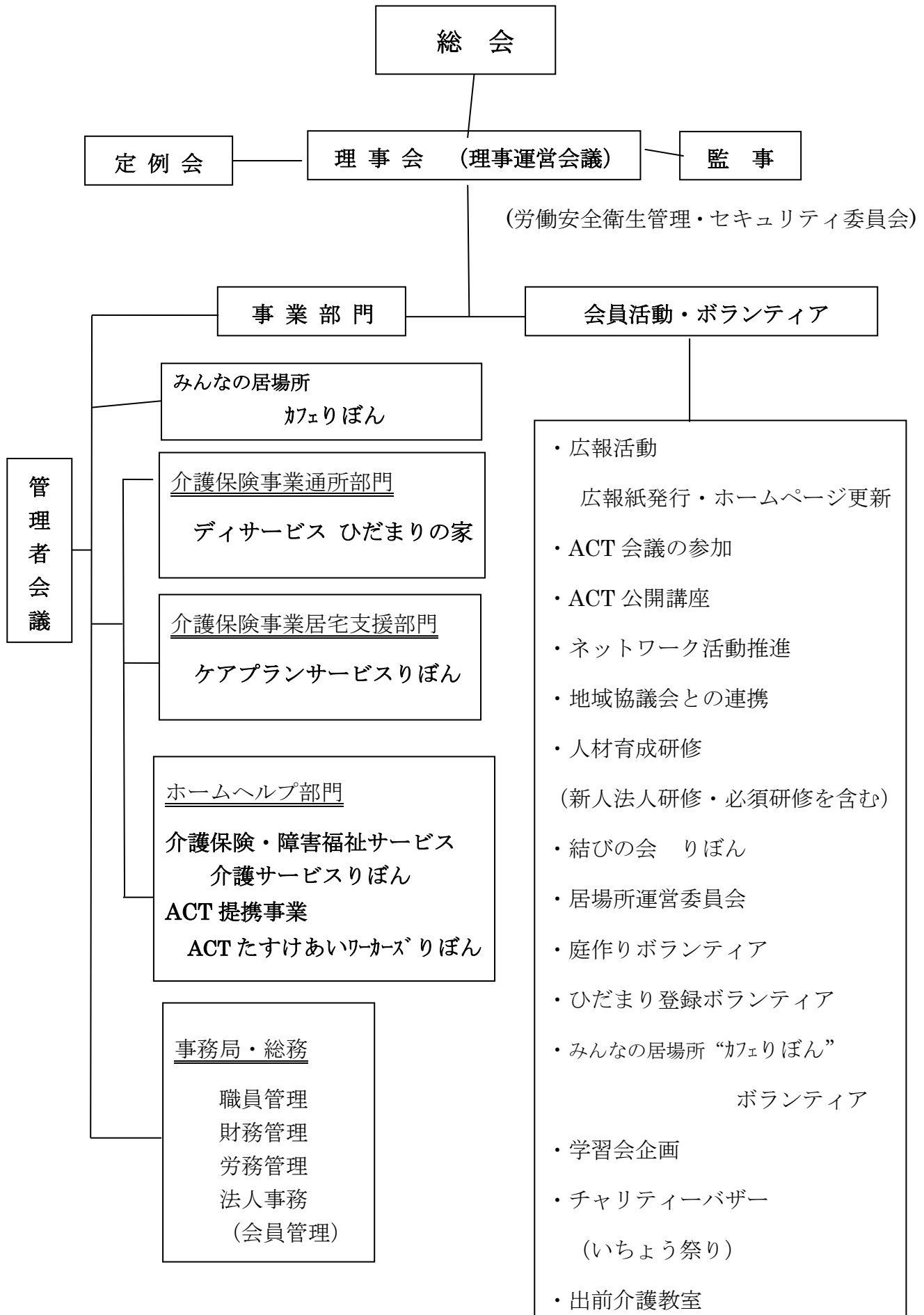
第4号議案 職員代表選出の件

柴 由美子 (2017. 5. 22～2018. 5. 31)

第5号議案 代表理事報酬の件

代表理事報酬月額 20,000円とする。

ただし、別途職員としての業務に対し給与等を支給することを妨げない。



定 款

第12版

2017年2月16日改定

特定非営利活動法人 市民ユニットりぼん

特定非営利活動法人 市民ユニットりぼん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民ユニットりぼん（通称NPO市民ユニットりぼん）という。
ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人市民ユニットりぼん并表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都八王子市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、
自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 在宅自立援助に関する事業
- (2) 介護保険居宅介護支援事業
- (3) 介護保険予防居宅介護支援事業委託
- (4) 認定調査委託
- (5) 介護保険訪問介護事業
- (6) 介護保険通所介護事業
- (7) 介護保険予防訪問介護事業
- (8) 介護保険予防通所介護事業
- (9) 障害福祉サービス事業
- (10) 地域生活支援事業及び移動支援事業
- (11) 地域多世代交流事業
- (12) 介護保険法に基づく地域支援事業
- (13) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意思をもって入会した個人および団体

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事の内、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 代表理事および副代表理事は、理事会において理事の互選とする。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることができない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業を執行する。

2 代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括して管理する。

3 副代表理事は代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ、定めた順序によりその職務を代行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員を総会で選任するため、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

3 補欠のためまたは増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用等を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認ならびにその変更
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 事業報告および決算の承認
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 合併及び解散
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、会議の内容を示した招集案内を開催日の1週間前までに通知を発しなくてはならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員数の過半数が出席した場合に成立することとする。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要と議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事務局の組織及び運営

(2) その他この法人の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の議決)

第32条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項及び理事会が審議が必要と認めた事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の招集、議長、表決権等、議事録)

第33条 理事会の招集、議長、定足数、表決権、議事録など理事会の運営方法については理事会が定める別の規則に委任する。

第5章 資 産

(構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管 理)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会 計

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会で承認を得なければならない。

3 当該総会は、報告を受けた事業計画および収支予算の変更を議決できる。変更の議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および収支予算を変更しなければならない。

4 前項を除くもののほか、事業計画および収支予算の変更は理事会の議決を経て行なうことができる。

5 理事会は、事業年度中に事業計画および収支予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に

報告するものとする。

(事業報告および決算)

第40条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書の決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報償を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

3 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第43条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第48条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第49条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細 則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係らず、この法人の成立の日から2001年度通常総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定に係らず、この法人の成立の日から2000年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定に係らず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に係らず次に掲げる額とする。

(1) 年会費 3000円

入会金 0円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	大森 一美
副代表理事	花岡 妙子
副代表理事	嶺 学
理事	鈴木 真砂子

同	森元 日呂美
同	小川 真由美
同	稲田 広子
監事	海老名 邦彦

